

## 憲法と近代イギリス議会政治（1）

——主に18世紀スコットランドの視点から——

松 園 伸

イギリスは「不文憲法」(unwritten constitution)の国としばしば表現されてきた。<sup>(1)</sup>その場合の「不文」とは憲法が全くないとか、成文化されていないという意味ではもちろんない。<sup>(2)</sup>合衆国、フランス、ドイツ、日本などの近代国家に見られる法典(code)化された憲法典を有していないということである。<sup>(3)</sup>カール・シュミットの「憲法論」(*Verfassungslehre*, 1928)を引くまでもなく、イギリス国家においてもその公法上の規範の根幹である「憲法」(*Verfassung, Constitution*)があり、そしてその具体的文章表現として「実定法としての憲法」(*Verfassungsgesetz, Constitutional law*)が存在する。しかしそれは決して法典化、体系化されることなく現在にいたっている。<sup>(4)</sup>「統一的な憲法典を有さない」という意味でイギリス憲法が不文憲法であるということは全体としての連合王国法にとどまらず、イングランド王国(～1707年)、スコットランド王国(～1707年)、ウェールズ公国(～1536 or 1543年)、アイルランド王国(～1801年)、グレートブリテン王国(1707-1801年)、連合王国(1801年～, 1922年独立によってアイルランド共和国離脱)の諸法すべてに妥当するであろう。

本稿は、それぞれの王国において制定された議会制定法、およびそれに随伴する憲法上の慣習(constitutional convention)が議会政治といかなる関係を有したかを見ていくものである。われわれはまずスコットランド法、とりわけスコットランド憲法から考察していこう。行論はこの後順次他の憲法にも及ぶことになる。1707年イングランド・スコットランド合同条約(The Treaty of the Union between England and Scotland)<sup>(5)</sup>に至るまでのスコットランドにおいて、同国議会が制定した諸法律のうち公法にあたり、それが憲法上他の法律に比して明らかに重要なものはいくつか存在する。もっとも代表的なものとして、1689年に制定された「権利要求」(Claim of Right)は、カトリック教徒スコットランド国王ジェームズ7世(イングランド王としてはジェームズ2世。在位1685-1689年)の廃位(deposition)を宣するとともに、プロテスタント、ウィリアム2世(イングランド王としては3世、在位1689-1702年)とメアリ2世(在位1689-94年)への王位献呈となった。<sup>(6)</sup>権利要求はイングランドにおける「権利章典」(Bill of Rights, 1689年)に比べてもより明確に国王の廃位を明らかにし、しかも本法の承認が、ウィリアム、メアリの国王即位の「条件」としていることから、権利要求は権利章典以上に君主—国民間の統治契約的な要素を含んだものと見なされる。<sup>(7)</sup>権利要求はさらに、大主教、主教を頂点とする階層的な監

督制教会 (prelacy) もまた人民に苦痛 (grievance) を与えているものとしてこれを否定し、監督制をとるイングランド国教会とは一線を画して、長老派に基づくスコットランド教会制度に道を開いた。権利要求は、スコットランド議会在自らのイニシアティブで具体的な市民的権利の規定、国家と教会の関係を明らかに規定した点で憲法と言いうるものである。また権利要求は、1707年のイングランド・スコットランド間の合同実現以降もその適用が認められ、いまもスコットランドの国制を基本的に定めたものとなっている。

権利要求は専制的な国王大権を否定する一方で「国民からのあらゆる苦情の救済のため、法の改正、強化、保持のため議会は頻繁に招集され、審議しなければならず、議員の発言、討論の自由は保障されなければならない」と定めている。したがって権利要求は、スコットランドにおいて枢密院、諸裁判所など下位機関に対してスコットランド議会の立法機関としての優位性を示したものと論ずる研究者も存在する。だがスコットランド議会がいわゆる「議会主権」(parliamentary sovereignty) を有していたか否かについては議論が分かれるところである。<sup>(8)</sup>スコットランド議会は権利要求以外にも名誉革命後、「監督制教会聖職者を議会から排除する法律」(1690年)、そして「『条文貴族』あるいは『条文委員会』(Lords of the Articles, Committee of Articles) 廃止法」(1690年) を制定した。そして監督制聖職者排除法と条文貴族廃止法成立にいたってスコットランド議会の議員構成、権力構造は大きく変貌したのであった。両法の法律の憲法上の意義はきわめて大きいと言わねばならない。<sup>(9)</sup>監督制聖職者の議会からの排除によって、イングランド国教会はスコットランドにおける大きな足場を失った。また条文貴族制度は15世紀に淵源をさかのぼることができ、国王の意を受けた少数の貴族、州代表、都市代表に法案条文の起草、提出が委ねられ、議会は条文貴族の意向をただ追認するだけの実権のない存在になっていった。

この傾向はとくに17世紀になり、スチュアート朝の国王がスコットランドを離れたことで顕著になる。1603年のイングランド女王エリザベス1世の死去に伴い、スコットランド王ジェームズ6世(在位1567-1625)が、イングランド王ジェームズ1世(在位1603-1625)を同君連合君主として兼任する。かれがイングランドに移ったことでスコットランドが国王不在となると、スコットランド議会政治の形骸化は一層顕著になるのである。内乱期を経てチャールズ2世(在位1660-1685)の王政復古後もスコットランド議会の不活発な状態は続いた。しかし名誉革命後のスコットランド議会は、条文貴族制度を廃止することによって議会を本来の議論、討論の場とすることを目指した。そしてこれは1年前に権利要求で表された理念の具体化でもあったのである。<sup>(10)</sup>スコットランド議会では、その後も州代表の選出を極力各州の有権者の人口比に合わせるように、との定数配分的な考えを持った議会改革のプランも進められていた。イギリスが1832年の第一回選挙法改正においてようやく新興都市へ議員選出権を認め、他方著しく選挙民が減少して都市選挙区の体をなさない「腐敗選挙区」廃止への歩みを始めたことを考えれば、17世紀末

から18世紀冒頭のスコットランド議会在「議会主権」と言いうるほどの自律性、独立性を有していたかはいまだ議論の余地があるとしても、自らの意思で議院における討論の自由を獲得し、現状に合わなくなった選挙制度についてはこれにメスを入れるだけの力を手に入れたこと、かれら自身の議会改革の具体的計画を有していたことは認められるであろう。<sup>(11)</sup>

ただ18世紀に入ってからのスコットランドは、ダリエン植民地計画の失敗による国家経済破綻の危機に見舞われ、議会改革、憲法改革への途は頓挫したと言わざるを得ない。代わってスコットランド議会にとって大きな課題となるのは、国家経済の破綻をどのように救済するかであり、その結果日程に上ってきたのが窮乏した経済を救う方策としてのイングランドとの合同問題であった。周知のように1707年の両国合同によって、スコットランドは16名の互選によって決定された代表貴族と45名の庶民院議員代表をウエストミンスターに送ることが認められた（合同条約第22条）ものの、かれらはウエストミンスター議会においては僅少な存在に過ぎなかった。<sup>(12)</sup>しかもかれらは代表議員に選出されると年末から翌年春までの議院会期にロンドンに常駐することを求められ、スコットランドからの旅費、ロンドンでの滞在費は議員の大きな負担となった。経済的な負担を和らげるため、スコットランド代表議員の多くはロンドンの宮廷・政府が提供する官職、年金、一時賜金などで易々とコントロールされる存在に成り下がり、イングランド人の軽蔑揶揄の対象となっていった。「イングランドの金（きん）で購われた合同」（The Union Bought for English Gold）と酷評される所以である。1235年の *Colloquium*, 1290年の *Parliamentum* に淵源を持つ伝統あるスコットランド議会在1707年に閉じられたとき、スコットランド独自の憲法体制もまた幕を下ろすこととなる。第二次世界大戦後の権限移譲の結果、1998年スコットランド自治議会、自治政府が正式発足し、軍事・安全保障・外交等を除く限定的な形ではあるけれども、スコットランド人は自らの憲法を有する可能性に近づいたといえる。この動きは2014年9月18日に実施されたスコットランド独立をめぐる住民（国民）投票で、一つの頂点を迎える。独立が承認されれば307年ぶりにスコットランドは名実ともに主権国家の地位を取り戻すはずであったが、独立投票の結果は連合王国残留となり、今後かれらは権限移譲を極大化することで独立派は、「実質的に」主権国家、独自の憲法を持つ立憲国家の道を目指すこととなるだろう。

さて、時代を1707年以降の合同直後の時点に戻そう。<sup>(13)</sup>このときスコットランド人は憲法上「主権の分有」という理念を抱いていたようである。基本的にはスコットランドにかつて存した国家主権は、大ブリテン王国とその議会在に吸収されてしまった。しかしそれは主権の完全な譲与ではなく、スコットランド国民はなお主権のある一定の部分分有すると見なしていた。実際、スコットランド長老派教会のスコットランド聖界での支配的地位は保全されている。スコットランド長老派全国集会（General Assembly）はスコットランド教会の権威によって教会法を制定し、宗教政策を審議し、教会法に基づく司法機能を有していた。さらに全国集会は、単に宗教的問題の全国的な規模での決定機関であるにとどまらず、世俗のスコットランド政治にも強い影響力を

及ぼしていた。<sup>(14)</sup>スコットランド教会全国集会の名目上の長は国王であり、これを代理するものとして「スコットランド教会全国集会国王代理」(Lord High Commissioner to the General Assembly of the Church of Scotland)が任命された。国王代理の初例は16世紀末に見ることができるが、合同以前から国王代理はスコットランド長老派に属する有力世俗貴族のうちから、ロンドンの宮廷・政府の方針に沿った者が慎重に選出された。実際、合同以後の国王代理職は、ブリテン政府役職の中でも、スコットランドに関わる官職として最高位の一つにランクされていた<sup>(15)</sup>。

合同条約締結以降のスコットランド関係の政府高官は、合同前と比べると大きな変化を経ている。合同前は、国王が通常イングランド在住であったことから、スコットランド議会開会中国王名代の役を務める「国王代理」(Lord Commissioner)が最高位であり(さきのスコットランド教会全国総会の「国王代理」とは全く異なる役職であり注意)、スコットランド大蔵卿(Lord Treasurer of Scotland)、スコットランド大蔵卿代理(Treasurer-depute of Scotland)、スコットランド大法官(Lord Chancellor of Scotland)、スコットランド枢密院議長(Lord President of Scotland)、スコットランド国務秘書(Secretary of State for Scotland)、スコットランド王璽尚書(Keeper of the Privy Seal of Scotland)、スコットランド海軍卿(Lord High Admiral of Scotland)、スコットランド法務長官(Lord Advocate)、スコットランド法務次官(Solicitor General of Scotland)などがこれに次いだ。

スコットランド議会における「国王代理」は名実ともにスコットランドの最高官職であったが、合同成立以降スコットランド議会が消滅したことで、同時に議会における「国王代理」職もなくなった。また合同によってスコットランド大蔵卿(独任制の場合。複数人に大蔵卿職を嘱任する場合は大蔵委員会委員 Lords of the Treasury of Scotland)、スコットランド大蔵卿代理、スコットランド枢密院議長職、スコットランド大法官職もなくなり、ブリテン大蔵卿(または大蔵委員)、枢密院議長、大法官がそれぞれ設置されたことで、スコットランド官職はブリテンの官職に吸収され、消滅している。ただ合同以前スコットランド大法官が務めていたスコットランド国璽尚書(Keeper of the Great Seal of Scotland)職は、ブリテン大法官とは切り離され、合同後もスコットランド国璽尚書は存続が認められている。さらに、スコットランド王璽尚書も合同後生き残った官職の一つである。

スコットランド大蔵、財務関係の高官の多くがなくなった中で、新しい官職が生まれている。合同後、国有財産、租税問題などでスコットランド市民、企業などが国を相手取り訴えることが予想された。そこで合同条約は、大ブリテン王国成立後「スコットランド財務府裁判所」(Court of the Exchequer, Scotland)を新設したのである。この裁判所はブリテン大蔵卿(委員会制の場合は大蔵第一委員)を形式的な長とし、実質的な裁判長として1名の chief baron, その下での5名の baron を置くこととなっていた。さらにスコットランド海軍卿職は、合同後ブリテン王国

海軍次官に改名された上で1843年まで存続した。スコットランド国務秘書（のち国務大臣）、法務長官、法務次官職については後述する。

スコットランド国務秘書は歴史のある官職であり、14世紀末にはこの官職を見ることができるといえる。イングランドの国務秘書（1243年初例）が元来国王の私的秘書的存在であったのに対し、国王権力、政府機能の増大に伴い、イングランド国務秘書は「国務大臣」的存在に次第に上昇していった。16世紀のヘンリ8世の治世では通例2名の秘書が置かれていた。寵臣トマス・クロムウェル（Thomas Cromwell, c. 1485-1540）はその典型である。そして名誉革命後2名の国務大臣は主にカトリック諸国外交を職掌とする南部国務大臣と、北部プロテスタント国家を主な対象とする北部担当大臣に分かれた。17世紀末には国務大臣は内閣に常席を持ち、通常閣議議事録の記録者となる。スコットランド国務秘書も同様の歩みをたどっている。17世紀末以降イングランド・スコットランド合同が現実の問題となったとき国務秘書は単なる秘書業務の枠をはるかに超え、合同交渉のスコットランド側の担当者的な役割を帯びたのである。合同交渉に当たったスコットランド「国務大臣」は6代マー伯爵（James Erskine, 6th earl of Mar, 1675-1732）と3代ラウドン伯爵（Hugh Campbell, 3rd earl of Loudoun, d. 1731）であった。かれらは続々とロンドン政府から送達されてくる合同交渉についての指令を受け、スコットランド議会が合同条約を批准、承認するための多数派工作を続け、他方スコットランド政界の情勢を逐一ロンドンに伝達したのであった。<sup>(16)</sup> 他の多くのスコットランド官職が合同に伴いイングランドの官職に吸収されてしまったのに対して、スコットランド国務大臣職は生き残った。ラウドン伯は1708年、マー伯は1709年まで同職にとどまった。そして1709年からは合同時のスコットランド議会で国王代理の職を務めスコットランド議会を合同支持にまとめ上げた2代クイーンズベリー公爵（James Douglas, 2nd duke of Queensberry, 1662-1711）のみがスコットランド担当国務大臣に任じられ、かれはブリテン内閣閣議のメンバーであり続け、1711年在職中死去した。

1714年にアン女王が亡くなり、ハノーヴァー選帝侯であるジョージ1世がブリテン国王（在位1714-1727）を兼任して即位して以降、いわゆる「ホイッグ支配」（Whig Supremacy）が確立し、スコットランド官職の嘱任もまたイングランド・ホイッグによって動かされることとなる。スコットランド担当国務大臣初代モントロース公爵（James Graham, 1st duke of Montrose, 在任1714-1715）、初代ロクスバラ公爵（John Ker, 1st duke of Roxburghe, 在任1715-1725）はいずれもスコットランド・ホイッグであり、かれらの国務大臣就任は合同実現とその後のホイッグ支持に対する「論功行賞」に他ならなかった。かれらは重要なスコットランド政策を取るに当たってつねにロンドンの政府の意向を汲まねばならず、その不満は非常に強かったものの、ともかく通常はスコットランド行政を付託されていた。それは「自治」というには程遠いものであり、「主権の分有」というにはあまりに脆弱なものである。しかしモントロース、ロクスバラ時代、スコットランド行政は、ブリテン政府とくにブリテン内閣、国務省と直接公的なパイプを有するスコット



トランド担当大臣の名で行われてきたことは事実である。

ブリテン初代の首相<sup>(17)</sup>ロバート・ウォルポール (Sir Robert Walpole 首相在任1721-1742) 時代から、スコットランド国務大臣を通じての公式のブリテン政府—スコットランド行政の関係は大きく変化していった。モントローズ、ロクスバラはホイッグ内でウォルポールと敵対する派閥に属しており、ウォルポールは彼らに全幅の信頼を置くことは不可能であった。とくにスコットランド担当相は総選挙においてスコットランド代表貴族、代表下院議員選出にも大きな影響力を有しており、自派拡大を狙うウォルポールにとってモントローズ、ロクスバラ、スコットランド担当相は決して好ましい人物とは言えなかった。ウォルポールの採った戦略は巧みなものである。かれは兩名を政権の中心から遠ざけるとともに2代アーガイル公爵 (John Campbell, 2nd duke of Argyll, 1678-1743) とその弟アイレイ伯爵 (Archibald Campbell, earl of Ilay, 兄の死後3代アーガイル公を襲爵、1682-1756)、とくに弟アイレイを重用した。アーガイル公家はスコットランド北部高地地方の名門氏族であり、その一統の強力な団結心は「アーガイル派」Argatheliansとして名高いものがあつた。またアーガイル公家は長老派スコットランド教会への篤信で知られていた。北部高地スコットランドは、ハノヴァー朝を認めずスチュアート朝復活を望むジャコバイトの牙城であり、アーガイル=キャンベル族の存在はジャコバイトへの抑えとしても戦略的にきわめて貴重な存在である。加えてアイレイは政治的な操縦術に天賦の才能を有しており、ウォルポールの片腕としては格好の人物であつた。首相就任後まもなくウォルポールはアイレイを重用し始め、1725年にロクスバラが担当相を辞任してからは、あえてウォルポールは公式のスコットランド担当相を置かず、アイレイとの私的なチャンネルでスコットランド政治を動かしたのである。公式の担当相はウォルポール首相辞任後の1742年から46年まで短期間復活したものの、1885年に6代リッチモンド公爵がスコットランド担当相に就任するまで実に140年近くの間、英政府には直接スコットランド行政に責任を負う閣僚さえ置かれることはなかつた。19世紀末になってスコットランド担当相が再設置された主因は、スコットランド、アイルランドにおけるナショナリズム、自治 (home rule) 運動の勃興であり、ロンドン政府といえどもかれらの対策に注力せざるを得なくなったためである。

さてウォルポール—アイレイの提携関係には大きな特徴があつた。アイレイはスコットランド貴族ではあつたが、議国会期中だけでなく閉会時にも通常ロンドンに居住し、ウォルポールとともに直接スコットランド政策を立案していた。したがってかれらには首都エジンバラに在住してスコットランド政局を的確に分析し、さらにはスコットランドにおける自派勢力の扶植に努めてくれる人物が必要であつた。アンドルー・フレッチャー (Andrew Fletcher, Lord Milton, 1692-1766) はまさにうってつけの人物である。かれは貴族の家門ではないがスコットランド旧家出身であり法律家を目指した。フレッチャーはスコットランド弁護士会 (Faculty of Advocates) で学び弁護士資格を取得した後、1724年スコットランド法律家にとって垂涎的である民事上級裁

判所（Court of Session）判事に32歳の若さで就任した。<sup>(18)</sup>このころフレッチャーはブリテン王国首相として権勢を誇ったウォルポールと昵懇になる。フレッチャーは累進して1735年民事上級裁判所次長、1746年国王印璽主席管理官（Principal Keeper of His Majesty's Signet）となった。だがかれのスコットランドにおける権力の源泉はこうした高位高官についていることではなく、あくまでウォルポール首相、アレイ伯との私的なコネクションと信頼関係だったのである。<sup>(19)</sup>だがこのフレッチャーにしてもウォルポールのスコットランド対策のための重宝な道具に過ぎなかった。

司法官僚としては、スコットランド法務長官、同法務次官が存在した。かれらもエジンバラの弁護士会でスコットランド法教育を受けた法曹である。スコットランド裁判官が下院議員とはならなかったのに比べ、多くの法務長官、法務次官はむしろロンドンのその時々との与党勢力から立候補をしばしば慫慂され、下院入りした後は主にスコットランド問題について政府のスポークスマン役を果たしてきた。とくに1745-46年のスコットランド・ジャコバイト反乱が鎮圧されて、ブリテン政府とスコットランドとの武力対決の可能性がほぼ無くなったあとは、ヘンリ・ペラム（Henry Pelham, 首相在任1743-54年）ホイッグ政権は伝統的なスコットランド社会を改変し、資本主義社会に適合した体制作りを目指す。1747年ペラム政府は従来スコットランド氏族の長（clan chief）が伝統的に有していた、支配民への「世襲的司法権」（hereditary jurisdictions）を有償廃止し、地方レベルで近代的な司法制度を確立させた。さらに政府はスコットランドに対して経済政策（economy）、あるいは「社会政策」と言われる方策をとる。貧困がスコットランドにおける不満の大きな原因であると理解したホイッグ政権はスコットランドにおいて農地の整備、繊維産業、漁業振興などのいわゆるインフラ整備を目的とする団体の活動を後押しする政策を打ち出す。そして経済的な向上をもってスコットランド人がよりBritishなアイデンティティーを持つことを期待したのであった。<sup>(20)</sup>イングランド側の企図は相当の成功を収めたと言ってよいであろう。ただ18世紀中葉においてもウエストミンスタの議会内でスコットランド産業振興、国富増大を図る議員は依然少数であった。スコットランド人は外部から請願などの手段で政策遂行を期待したとしても、政権内部で政策立案・遂行を果たせる人材はいまだ乏しかったのである。その中であってスコットランド人としてブリテン王座裁判所所長を務め名判決を残し、伯爵に叙された初代マンフィールド伯爵（William Murray, 1st earl of Mansfield, 1705-93）などは白眉であるが、さらにスコットランドの旧家に生まれたヘンリ・ダングラス（初代メルヴィル子爵、Henry Dundas, 1st Viscount Melville, 1742-1811）は卓越した政治家であった。かれは小ピット首相に仕えかれの片腕となり、内務大臣（1791-94）、インド局総裁（1793-1801）、陸軍大臣（1794-1801）などの要職を務めたのであった。18世紀後半、スコットランド人は不利な選挙制度などの憲法上の不備、さらにはイングランド人の執拗な差別、蔑視を受けながらも徐々にブリテン憲法の枠内で大きな役割を演ずる存在に成長していったのである。

## 注

- (1) 本論でいう「イギリス」とはとくに注記のない限り現行のグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国を指す。
- (2) もちろん不文の慣行であっても、実質的に憲法として通用しているケースは多い。イングランドにおける歳入法案の下院優位は17世紀末にはほぼ慣行化していた。しかし実際にこれが憲法上明記されたのは有名な1911年の議院法である。
- (3) 加えてイギリスでは憲法に相当する議会制定法が、一般の法律と全く同じ手続き－上下両院のそれぞれ過半数の支持による可決成立－で立法化する点でも大きな相違がある。
- (4) ただし連合王国法「1998年人権法」(1998年法律第42号)は、2000年10月に発効したが、本法は1953年に締結された欧州人権条約(正式名「人権と基本的自由の保護のための条約」European Convention on Human Rights)に実効性を与えるべく創設された、欧州人権裁判所(1998年常設)での司法に沿って連合王国国内の人権規定を整備しようとしたものである。その意味で1998年人権法は、人権規定という限定された範囲ながらイギリスの憲法を体系的に成文化する試みであった。
- (5) 合同条約締結は1706年7月22日、同発効日は1707年5月1日。合同条約自体は二国間の条約であるので、当然憲法とは認められない。しかし合同条約は当然イングランド王国、スコットランド王国の国制に大きな影響を与えるため、両国議会は合同条約締結後の体制を作るべく議会制定法を定めた(イングランド法としてはアン女王治世第6年法律第11号、スコットランド法としてはアン女王治世法律第7号)。いわゆる「一つの国家、二つの教会制度、そして二つの法制度」というブリテン王国の骨格を定めた本法は、当然憲法的なものと考えられよう。合同をめぐる両国議会の審議については、*Cobbett's Parliamentary History of England*, vol. 6 (London, 1810), cols. 533-542, 552-578, Appendix 1. スコットランド議会における審議の私的な記録としては、*A Diary of the Proceedings in the parliament and Privy Council of England by Sir David Hume of Crossrigg* (Edinburgh, 1828). 現代の合同研究についての水準を示すものに、P. W. J. Riley, *The Union of England and Scotland* (Manchester, 1978). See also, Shin Matsuzono, "Bare Faced Invasion Upon Scottish Liberty? The Election of the Scottish Representative Peers in 1707 and 1708", *Parliamentary History* (2004), pp. 155-177.
- (6) 権利要求についての古典的研究は、R. S. Rait, *The Parliaments of Scotland* (Glasgow, 1924), pp. 97-103.
- (7) Louis Schwoerer, "The Glorious Revolution as Spectacle: A New Perspective", in Stephen Baxter ed., *England's Rise to Greatness, 1660-1763*, (Berkeley, CA and London, 1983), pp. 109-150.
- (8) スコットランドはイングランドに比べても条文貴族、枢密院、自治都市会議(Convention of Royal Burghs)など議会主権を掣肘する機関、組織が多く、これが議会権力の伸長を阻害してきたと見なされてきた。たとえば中世以来の自治都市会議の活動については、J. D. Mackie and G. S. Pryde, *The Estate of the Burgesses in the Scots Parliament and its Relation to the Convention of Royal Burghs* (St Andrews, 1923). こうした通説に対しては強力な修正主義的な議論が起こっている。グッディアによれば、16世紀すでにスコットランド議会は中間的な政治権力の干渉を廃して、議会主権を実現していたとする。Julian Goodare, "The Scottish Parliament and its early modern 'rivals'", *Parliaments, Estates and Representation*, 24:1 (2010) pp. 147-172
- (9) Albert V. Dicey and Robert S. Rait, *Thoughts on the union between England & Scotland* (London, 1920)で両者は1690年以前に厳密な意味でスコットランドに議会主権の観念は存在しなかったと論じている。
- (10) 名誉革命後のスコットランド議会の改革の歩みについては、Alastair J. Mann, "Inglorious Revolution: Administrative Muddle and Constitutional Change in the Scottish Parliament of William and Mary", *Parliamentary History*, 22-2 (2003), pp. 121-44. 名誉革命以後のスコットランド議会政治の実態、改革への模索についての包括的な研究については、Derek Patrick, *People and Parliament in Scotland 1689-1702* (unpublished PhD thesis, St Andrews, 2002).
- (11) 名誉革命以降変貌を遂げたスコットランド議会については、Derek Patrick, "Unconventional Procedure:



- Scottish Electoral Politics after the Revolution”, in Keith M. Brown and Alastair Mann ed., *The History of the Scottish Parliament* (II, Edinburgh, 2005, 2005), pp. 208-244. スコットランド議会がこれまでにない自律性、独立性を有するようになったことについては、見方を変えるならば17世紀末の議会が、従前の王権に協賛する存在から次第に脱し、政党政治、政党間の抗争の段階に入ったとの見解も成り立つであろう。Keith M. Brown, “Party Politics and Parliament: Scotland’s Last Election and its Aftermath”, in Keith M. Brown and Alastair Mann ed. *The History*, II, pp. 245-286; David Hayton, “Traces of Party Politics in Early Eighteenth-Century Scottish Elections”, *Parliamentary History*, 15 (1995), pp. 74-99.
- (12) 代表貴族、代表議員数の制限は厳しいものがあり、下院議員についての原則は1832年の第一回選挙法改正まで維持された。ただ、スコットランド人がスコットランド選挙区以外の選挙区から立候補して当選した場合かれらの議席は認められた。スコットランド代表貴族の数的制限も同様に厳しいものがあつた。これはイングランド貴族にとってスコットランド貴族が大挙してウエストミンスターに来て、スコットランドの利害を表出することへの危惧が背景に存在した。合同前にイングランド爵位グリニッジ伯爵（後公爵）earl (duke) of Greenwich を有していたアーガイル公爵を除き、ごく少数の例外以外、スコットランド貴族は世襲貴族身分で貴族院の議席を得ることはできなかった。極めて例外的であるが、公侯伯爵などの長子が、父が併せ持っている下位爵位の身分を継承することによって貴族院に議席が与えられる例は存在する。1719年に提案された貴族法案 (peerage bill) はこの選挙制度を廃止し、登院できるスコットランド世襲貴族を25家に限定して認めることを提案したが、本法案は下院で否決された。拙論 Shin Matsuzono, “Identity of the Scottish nobility, c. 1707-1722: The Scottish dimension of the peerage bill of 1719” in *Migration & Identity in British History, Proceedings of the Fifth Anglo-Japanese Conference of Historians* ed. by David Bates & Kazuhiko Kondo (Tokyo, 2006), pp. 68-79. 筆者はここでの議論を敷衍して1719年貴族法案の廃案問題を再論する予定である。なおスコットランド貴族の貴族院議席問題で制限条項が完全に撤廃されすべての成人スコットランド貴族が議席を持てるようになったのは、1963年のことであつた。Sir James Ferguson of Kilkerran, *The Sixteen Peers of Scotland: an account of the elections of representative peers of Scotland* (Oxford, 1960).
- (13) 合同とそれを取り巻く法的問題を扱った研究は非常に多い。邦語文献としては 角田猛の『法文化の諸相—スコットランドと日本の法文化』（晃洋書房、1997）がある。
- (14) 18世紀前半期スコットランド教会聖職者の世俗政治への強い影響力は、スコットランド教会聖職者ロバート・ウッドロー (Robert Wodrow, 1679-1734) の克明な記録によって見ることができる。Robert Wodrow, *Analecta: Or Materials for a History of Remarkable Providences* (4 vols., Glasgow, 1842).
- (15) 合同締結時のスコットランド教会全国集会国王代理は、初代グラスゴー伯爵 (David Boyle, 1st Earl of Glasgow, c. 1666-1733) である。かれは合同実現のスコットランド側における立役者であつた。
- (16) マー、ラウドンらの活躍は Historical Manuscripts Commission, *Mar & Kellie MSS.* 及び *Laing MSS.* に詳しい。
- (17) 首相職の表現はウォルポール以前には一定せず、minister, chief minister, premier minister などが用いられてきたが、ウォルポール以降 prime minister に一定したと考えられる。
- (18) 民事上級裁判所は、スコットランド民事裁判の控訴審に相当するが終審裁判所はロンドンの貴族院であり、民事上級裁判所裁判官はスコットランド法律家にとって最高の名誉であつた。かれらは裁判長だけでなく判事であっても、出身地の名をとって Lord Milton, Lord Grange など名乗ることを認められていた。だがかれらは決して貴族身分ではない。フレッチャーと同時代に著された信頼すべき評伝としては、Alexander Allardyce ed., *Scotland and Scotsmen in the Eighteenth Century from the MSS. of John Ramsay*…(II, Edinburgh, 1883). この時期のスコットランド法曹家と政治と関わりについては George William Thomson, *The Lord Advocates of Scotland: From the Close of the Fifteenth Century to the Passing of the Reform Bill* (2 vols., Edinburgh, 1883). 18世紀における民事上級裁判所に関する極めて優れた研究として、John Finlay, *The Community of the College of Justice: Edinburgh and the Court of Session, 1687-1808* (Edinburgh, 2014). 古典的で

はあるがいまなお有用な民事上級裁判所の分析として、George Brunton, *An Historical Account of the Senators of the College of Justice* (Edinburgh, 1832).

- (19) 筆者は、1730年代のウォルポール、アイレイ伯、フレッチャーによるスコットランド政治運営を分析している。拙論, Shin Matsuzono, “‘Attaque and Break Through a Phalanx of Corruption . . . the Court Party!’ The Scottish Representative Peers’ Election and the Opposition, 1733-5: Three New Division Lists of the House of Lords of 1735”, *Parliamentary History*, 31-3 (2012), pp. 332-353
- (20) この時期のブリテン政府の「社会政策」については Richard Connors, “The Grand Inquest of the Nation”: parliamentary committees and social policy in mid-eighteenth-century England”, *Parliamentary History*, 14 (1995), pp. 285-313.

なお本研究は日本学術振興会平成26年度基盤研究（C）課題番号26370879「18世紀スコットランド政治社会—1707年合同のインパクト」；2013年度早稲田大学特定課題一般助成研究の成果の一部である。